

島根県 発達障がい者支援の基本的考え方

平成22年7月「発達障がい者支援のあり方について」

資料1-2

1. 市町村を中心とした地域体制の整備

市町村又は障害保健福祉圏域において、早期発見から基本的な保健、医療、福祉、教育、就労等のサービス提供までライフステージを通じた支援が行えるように、医療、保健、福祉、教育、労働等が連携したシステム(漏れない、切れない)を構築する

特に教育(学校)と医療、保健、福祉、労働との円滑な連携、一体的な取り組みを進める

2. 発達障害者支援センターの機能強化、専門性の向上

専門性を高め、専門機関として、市町村における取り組みやシステムづくりに対するサポートや関係機関へのスーパーバイズ、支援の中核となる人材育成、情報提供等を行う

一般就労

大学、専門学校等

福祉的就労
(障害福祉サービス事業所)

3. 専門的な医療や療育を支える体制の整備

適切な診断や治療ができる医療機関や療育を行える機関の整備について、地域偏在の解消等を視野に入れながら検討を進めるとともに、情報提供等を行う

卒業後

福祉、医療、労働、
教育関係機関

障害者就業・生活支援
センター

高校
中学校
小学校
特別支援学校

就学中

福祉、医療、労働、
教育関係機関

市町村

療育教室

保育園

幼稚園

早期発見
早期支援
(医学診断)

特別支援学校の
センター的機能

相談支援ファイルの
活用による継続支援

就学前

市町村

保健所

医療機関

発達障害者支援センター(ウェブ・ショウ・ウェブ・ワード)

4. 早期の気づきや理解の促進に向けた啓発の推進

発達障がい者が地域で自立して生活するためには、早い時期における本人や家族の気づきや障害受容、周囲の理解と協力が極めて重要であることから、発達障がいに関する啓発や情報提供をより一層推進する